

計画策定にあたっての基本的な考え方（案）

I 基本的な考え方

1. 国における基本指針改正、法改正等を反映
 2. 島根創生計画をはじめとする県の関連計画との整合
-

II 具体的な内容

1. 国における基本指針改正、法改正等を反映

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針等の改正（資料 2 - 2 関係）

①子ども・子育て支援法に基づく基本指針関係

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」の策定、児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- ・ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上、外国につながる幼児への支援・配慮に関する事項
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について
- ・ その他（幼児教育・保育の無償化、文言の整理など）

②次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針関係

- ・ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する事項の追加
- ・ 登下校防犯プランや未就学児等の交通安全緊急対策に関する事項の追加

③母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針関係

- ・ 現時点で改正内容は未定

(2) 教育・保育の「量の見込み」の算出等の見直し

- ・ 内閣府から示された見直しの考え方等を踏まえる

2. 島根創生計画をはじめとする県の関連計画との整合

(1) 島根創生計画に関する事項

しまねっ子すくすくプラン内に、島根創生計画における結婚・出産・子育てへの支援の具体的内容を「しまね子育てトータル支援プラン」として作成

(2) その他県の関連計画に関する事項

児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、子ども・子育て支援事業支援計画の策定にあたって調和を保つべき計画として明記



基本的には現計画の施策体系等を踏襲

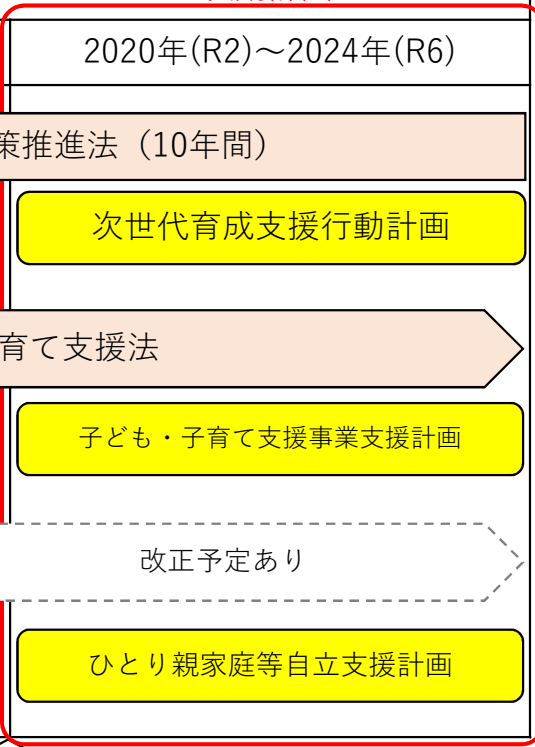
- 計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間
- 章立て、施策体系は現計画の形を尊重
- 上記1、2の各事項については、第4章の「目的を達成するための主な事業」、又は第5章に定める「教育・保育の推進に関する体制の確保」に盛り込むことを検討

しまねっ子すくすくプランの計画期間について

資料2-1 (別紙)

しまねっ子すくすくプラン

計画期間			
2005年(H17)～2009年(H21)	2010年(H22)～2014年(H26)	2015年(H27)～2019年(R1)	2020年(R2)～2024年(R6)
次世代育成支援対策推進法 (10年間)		次世代育成支援対策推進法 (10年間)	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援行動計画
<p>しまねっ子すくすくプラン 次世代育成支援行動計画の愛称。平成27年に3計画を策定した際にはこの愛称を引き継ぎ、3計画全体の愛称とした。</p>		子ども・子育て支援法	
		子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援事業支援計画
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)		改正予定あり	
ひとり親家庭等自立支援計画	ひとり親家庭等自立支援計画	ひとり親家庭等自立支援計画	ひとり親家庭等自立支援計画



- ◎子ども・子育て支援新制度創設 (H27～)
- ◎次世代育成支援対策推進法延長 (~R6)
- ◎母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針改正 (~R1)

次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の改正等 (今夏予定)

法改正等の動き